

人口のうごき

9月1日現在

()内は8月1日との比較
 人口 11,542人 (-12)
 男 5,605人 (-8)
 女 5,937人 (-4)
 世帯数 2,188 (-)

広報 なかのしま

南蒲原郡中之島村役場 10月号

道路運送車両法の一部改正により、昭和四十八年十月一日から、軽自動車にも車検が義務づけられました。現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の車検を受ける期限は、軽自動車届出済証の届出年月日により次の表のように定められています。この期限内に検査を受けないと使用できなくなりますので、なるべく早目に受けてください。また検査を受けると検査標章(ステッカー)と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部に貼ってください。検査証は、かならず自動車に備えておいてください。尚、検査を受けるときには、

10月1日から 軽自動車にも車検

- 次のものが必要となります。
 ◎現在ナンバーをつけて使用している車
- 新規検査申請書
 - 軽自動車届出済証
 - 保安基準適合証(民間車検を受けた場合)
 - 保険証明書(保険期間が二年をこえるもの)
 - 印鑑
 - 検査手数料 六百元(民間車検を受けた場合は四百円)
 - 新しくナンバーをつけて使用する車
- ◎新規検査申請書の完成検査終了証(型式指定の新車)
- 使用者であることを証明する譲渡証明書等
 - 使用者の住所を証明する住民票等
 - 保険証明書
 - 重量税納付書(新車七千五百円)、または非課税証明書(中古車)
 - 印鑑
 - 検査手数料 六百元(型式指定の新車は四百円)

軽自動車届出済証の提出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日から昭和42年12月31日	昭和48年11月
昭和43年1月1日から昭和43年7月31日	昭和48年12月
昭和43年8月1日から昭和43年12月31日	昭和49年1月
昭和44年1月1日から昭和44年4月30日	昭和49年2月
昭和44年5月1日から昭和44年8月31日	昭和49年3月
昭和44年9月1日から昭和44年12月31日	昭和49年4月
昭和45年1月1日から昭和45年3月31日	昭和49年5月
昭和45年4月1日から昭和45年6月30日	昭和49年6月
昭和45年7月1日から昭和45年9月30日	昭和49年7月
昭和45年10月1日から昭和45年12月31日	昭和49年8月
昭和46年1月1日から昭和46年3月31日	昭和49年9月
昭和46年4月1日から昭和46年6月30日	昭和49年10月
昭和46年7月1日から昭和46年9月30日	昭和49年11月
昭和46年10月1日から昭和46年12月31日	昭和49年12月
昭和47年1月1日から昭和47年2月29日	昭和50年1月
昭和47年3月1日から昭和47年4月30日	昭和50年2月
昭和47年5月1日から昭和47年7月31日	昭和50年3月
昭和47年8月1日から昭和47年10月31日	昭和50年4月
昭和47年11月1日から昭和48年1月31日	昭和50年5月
昭和48年2月1日から昭和48年4月30日	昭和50年6月
昭和48年5月1日から昭和48年6月31日	昭和50年7月
昭和48年7月1日から昭和48年8月31日	昭和50年8月
昭和48年9月1日から昭和48年9月30日	昭和50年9月



10月1日～10月31日 体力づくり運動強調月間

10月は運動会の季節です。ご自分の体力と相談して無理をしないように、これを機会に運動不足の再認識をいたしましょう。

編集と発行 役場企画課



～主なもくじ～

- 10月28日投票日村長村議補欠選挙.....(2)
- 老人憩の家、11月上旬オープンめざし工事着々と進む.....(3)
- 9月定例会.....(4)
- 所得税は有利な青色申告で.....(5)
- 軽自動車にも車検が適用.....(6)

今月の税金

- △ 村民税 (第3期分)
- △ 軽自動車税 (10月期随時分)
- △ 国民保険税 (第4期分)
- △ 保育料 (10月分)

運転免許関係手数料が改正

自動車の運転免許関係の手数料などが、昭和四十八年十月一日から次のように改正されました。

- ◎運転免許更新手数料
一、更新手数料 一千元(新潟県収入証紙)
二、再交付手数料 七百元(新潟県収入証紙)

- ◎用紙代
一、免許関係用紙代 四十円(現金)
二、免許証ラベル代 四十円(現金)

新潟県では、昭和四十八年度の違反建築物防止運動を十月十一日から十七日までの一週間、県内全域にわたって実施いたします。この運動は、県民一般に対して建築基準法の目的、内容等についての周知徹底を図り、違反建築物をなくし、良好な住宅環境の形成と建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的として行われるものです。充分運動の主旨を理解してください。

昭和48年度 違反建築物防止週間 10月11日から17日まで

新潟県では、昭和四十八年度の違反建築物防止運動を十月十一日から十七日までの一週間、県内全域にわたって実施いたします。この運動は、県民一般に対して建築基準法の目的、内容等についての周知徹底を図り、違反建築物をなくし、良好な住宅環境の形成と建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的として行われるものです。充分運動の主旨を理解してください。

役場庁舎新築工事に関する 増工事代金請求事件の結果

さきに関役場庁舎新築工事代金請求について原告・東北建設株式会社、被告・中之島村両者で係争中でありましたが、昭和四十八年九月二十六日長岡簡易裁判所において次のおおりの判決がありました。この件について村民の皆様におかれましては、深くお詫びいたします。

◎判決主文(原文抜粋)
原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

編集室より
ご意見、ご希望なんでも結構です。原稿を係室にお送り致します。

10月28日投票日

村長、村議補欠選挙

投票は記号式(〇印を)で

投票は記号式(〇印を)で行います。記号式投票用紙には、既に候補者の氏名が印刷されており、公平をはかるため、立候補後、選挙管理委員会が掲載の順序をくじで決めます。

記号式投票用紙とは
記号式投票用紙には、既に候補者の氏名が印刷されており、公平をはかるため、立候補後、選挙管理委員会が掲載の順序をくじで決めます。

記号の記載方法とは
投票者は自ら投票所において記号式投票用紙の交付を受けて

〇の記号以外は無効です
〇の記号以外は無効となります。そこで記号式投票の記載の誤りが生じないように、〇の記号がついたゴム印等、投票に必要な器具を投票記載所に備え付けておきます。

中之島村長選挙投票		中之島村選挙管理委員会印
注意		
一、投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の〇をつける欄に〇をつけること。		
二、〇のほかに何も書かないこと。		
候補者氏名	〇をつける欄	候補者氏名
花野一郎		花野一郎
甲野太郎		甲野太郎
乙野次郎		乙野次郎

投票用紙の色は、ピンクが村長選挙、白色が村議補欠選挙です。

今回の選挙は、村長選挙と村議補欠選挙が同時に行われるため、投票用紙の色は、村長選挙

いままでの証明書にvari宣誓書で

不在者投票の期間は告示日から選挙の前日までと決まっていますが、今回の選挙で不在者投票の期間は二十七日の告示日から投票日の前日二十七日までの七日間というになります。

この不在者投票については、最近法律が改正され、いままで必要であった事業主や医師などの証明書がいりません。そこでこれに変わるものとして、本人の宣誓書を提出することによって不在者投票ができることになりました。

不在者投票の場
選挙管理委員会事務局(役場二階)で時間は、午前八時三十分から午後五時までは、土、日曜でも受け付けますので、不在者投票をしようとする人は、印鑑を持って時間内においでください。

〇不在者投票の場
選挙管理委員会事務局(役場二階)で時間は、午前八時三十分から午後五時までは、土、日曜でも受け付けますので、不在者投票をしようとする人は、印鑑を持って時間内においでください。

不在者投票が簡素化

不在者投票は20日から受付

不在者投票の期間は告示日から選挙の前日までと決まっていますが、今回の選挙で不在者投票の期間は二十七日の告示日から投票日の前日二十七日までの七日間というになります。

この不在者投票については、最近法律が改正され、いままで必要であった事業主や医師などの証明書がいりません。そこでこれに変わるものとして、本人の宣誓書を提出することによって不在者投票ができることになりました。

老人憩の家11月上旬オープンをめざし

工事着々と進む

老人憩の家の名称の決定については、前号でお知らせしたところですが、現在その「刈谷田荘」の建設工事は、当初の予定通り十一月上旬のオープンを目指して着々と工事が進行しています。

いまから利用等について充分な計画をたてられ、真の憩の場として利用していただくようお願いいたします。

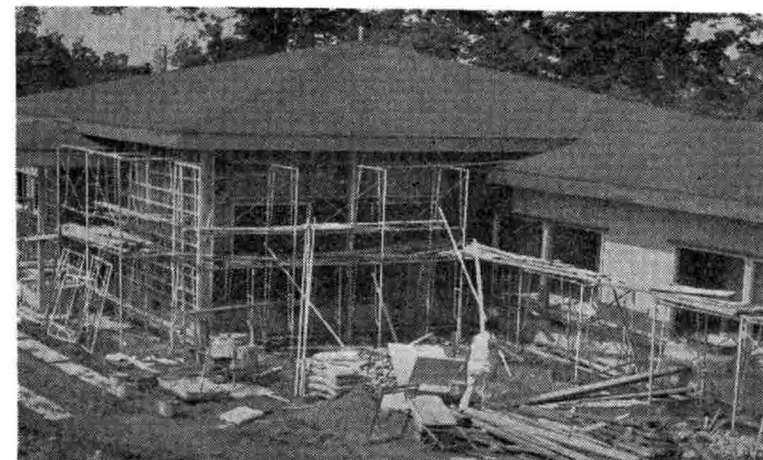
そこで、この利用していただく方法として、次のように定めさせていただきます。その概要を説明いたします。

● 使用者の範囲
刈谷田荘を使用できる方は、村内に居住しておられる方で、六十才以上の老人。但し支障のないときは、それ以外の方の使用も可能です。

● 使用料
1、六十才以上の方は無料。
2、六十才以下の使用で、個人の場合は百円とし、十人以上の団体の場合は一人につき八十円です。

● 使用時間
使用時間は、午前九時から午後四時までです。

● 休日
刈谷田荘の休日は



- 次の通りです。
- 1、毎週月曜日
 - 2、十二月二十八日から一月五日まで
 - 3、その他特別の事由により村長が定めた日
- 使用上の遵守事項
1、みだりに火気を使用し、または危険を引きおこすおそれのある行為をしないこと。
2、風俗を害する行為および風紀と秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

自己の判断で

明るく正しい選挙を

10月28日は、中之島村長選挙と村議補欠選挙の投票日です。

この身近な選挙に当り、地方自治の内容をより一層豊かにするため、地方政治をささえる私共有権者は、政治に対する認識を深め、住みよい郷土と将来を託す立派な代表を選ぶよう自己の判断に従って「明るく正しい選挙」を推進し、積極的に投票に参加しましょう。

自己の判断で立派な代表を



生活を保証する
国民年金に加入を

国民年金制度は、国の行なう年金制度の一つで、歳をとったり、けがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、本人やその家族の生活を保障しようとする制度です。

近頃の国民生活の状況をみますと、私たち日本人の寿命が驚くほど延びてきております。

従って、個人の老後の生活設計は青年期から始めておかなければなりません。現在は元気で働いていても、だれしも歳を取ります。また将来の老令年金ばかりではなく、最近のあわただしい生活では、いづどんな事故にあうかわかりません。事故がおきてからでは間にあいません。このような突然の事故にあっても国民年金に加入しておれば、障害年金や母子年金を受けられることによって安定した生活ができます。まだ未加入の方は、一日も早く加入され一ヶ月でも多くの年金を受けましょう。

※ 詳細は住民福祉課へ。



9月定例会

一般会計 三千四百五十五万円を補正 老人憩の家管理等について条例化

村議会の九月定例会は、九月二十日招集され、三日間の会期で九月二十二日に閉会されました。この定例会に付議された案件は、補正予算案や関係条例など、村長提出議案十七件であり、いずれも可決されました。主なものは次のとおりです。

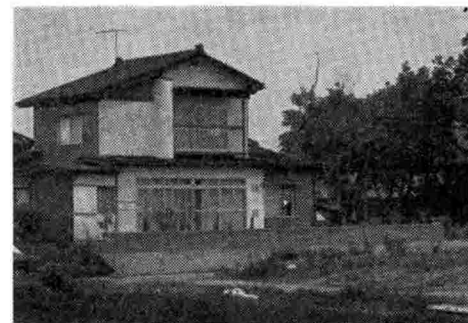
- 専決処分をした事件の承認について(議案第一号~三号)
 - 昭和四十八年度一般会計の補正について
 - 一、干害応急対策事業として、農業用水の確保をはかるために二百九十九万二千円を専決処分によって、追加補正したものです。
 - 二、昭和四十七年度特産野菜生産団地育成事業補助金の返還金として十七万六千円を専決処分によって、追加補正したものです。
- 中之島村国民健康保険税率の一部を改正する条例について(議案第二号)
 - 中之島村国民健康保険税率の一部を改正する条例について(議案第二号)
 - 一、受診率の増大等によって、税率の引上げをおこなったものです。
 - 二、老人憩の家の建設に伴って、その使用の申込みや、使用時間等について条例化したものです。
- 中之島村国民健康保険事業運営基金の設置管理等に関する条例の一部改正について(議案第十二号)
 - 中之島村国民健康保険事業運営基金の設置管理等に関する条例の一部改正について(議案第十二号)
 - 医療費の増額に伴う国保連合会からの融資預託金の増額をはかるために条例の一部を改正したものです。
- 昭和四十八年度中之島村一般会計補正予算(第五号)について(議案第十三号)
 - 昭和四十八年度中之島村一般会計補正予算(第五号)について(議案第十三号)
 - 補正額は三千四百五十五万円を追加し、予算総額で七億一千二百三十万円となりました。主な補正内容は次のとおりです。
 - 議会費
 - 職員手当など七十二万円を減額
 - 総務費
 - 職員手当など二百八万円
 - 民生費
 - 老人憩の家の運営費など八十八万円
 - 衛生費

- 共同火葬場「無愛苑斎場」一部事務組合負担金など八百二十万
- 農林水産業費
 - 農道整備事業費など一千四百八十七万円
 - 商工費
 - 消耗品費一万六千円
 - 土木費
 - 道路改良工事に伴う用地、物件補償料など四百六十八万円
 - 消防費
 - 水防倉庫修繕料三万五千円
 - 教育委員会費
 - スクールバス車庫新築工事費など四百四十八万円
 - 昭和四十八年度中之島村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について(議案第十四号)
 - 補正額は十九万円を減額し、予算総額で一億七千三百三十九万円となりました。主な補正内容は次のとおりです。
 - 総務費
 - 職員手当三十一万円を減額
 - 基金積立金
 - 国保融資金庫預託金として十二万円
 - 昭和四十七年度中之島村水道事業会計決算の認定について(議案第十五号)
 - 昭和四十七年度の村水道事業会計決算報告書について議会の認定を求めたものです。
 - 教育委員の選任について(議案第十六号)
 - 村教育委員の任期満了に伴い大字池之島丸山清(54)氏の選任について議会の同意を求めたものです。
 - 中之島村老人及び重度心身障害者の医療費助成に関する条例について(議案第十七号)

勤労者の住宅資金の活用を

申し込みは10月31日まで

- 貸付対象者
 - 自分で住むための住宅を新築、増改築、購入をしようとする勤労者
- 貸付の条件
 - 貸付金額 三十万円以上百万円までの十万きざみの額。
- 申し込みの期限
 - 十月三十一日まで
- その他、詳細については、直接取扱金融機関などへおたずねください。



ねくください。

所得税は 有利な青色申告で

所得税には青色申告の制度があります。青色申告制度とは、毎日の売上げを帳簿につけ、この帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告する人には、所得の計算などで有利な取扱いをしようとする制度です。この申告制度は、昭和二十五年に設けられましたが、その後、青色申告は税金の面で有利であるばかりでなく、記帳することによって経営の内容や資金繰りの状況などもよくわかり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られ、青色申告をする人は年々多くなっています。

納税者のみなさんへ

自動車税(第2期分)はお忘れなく。

10月31日までに納めましょう

納める場所……最寄りの銀行または郵便局へ

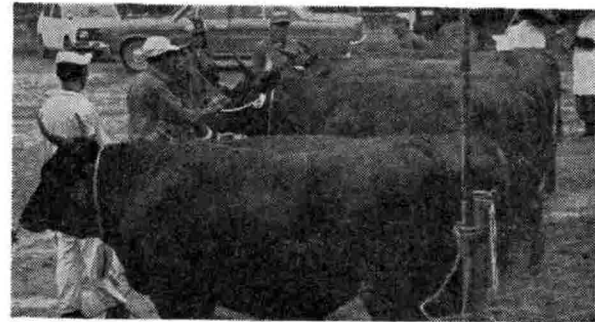
- 青色申告の特典
 - 申告の特典について数十ありますが、このうち一般的に関係の深いものについて、次のようになっています。
 - 青色申告控除 通常十万円(みなし法人課税を選択した人は受けられません)。
 - 青色専従者給与 生計をいっしょにしている親族で、事業に専従している人に支払った給与(労務の対価にふさわしい額で、あらかじめ届け出た金額の範囲)。
 - 貸倒引当金 年末の売掛金や貸付金の合計額の五・五五%(金融業は三・三%)。
 - 価格変動準備金 通常年末たな卸高の三%までの金額。
 - みなし法人課税 青色申告をしている人の所得税については、法人の場合とはほぼ同じ課税方法を選択することができます。

この方法を選擇すると、事業主が事業から受ける報酬は事業所得ではなく、給与所得として、給与所得控除の適用が認められます。そこで、これらの特典によって税金がどのくらい安くなるかをあげてみますと、昭和四十八年分の所得金額が二百万円、事業専従者給与八十四万円(奥さんと長男)、年末の売掛金五十万円、たな卸資産百二十万円、扶養親族は子供二人のお店の場合、青色申告をすると所得税は約七万六千円も安くなります。また、所得税だけでなく住民税や事業税も安くなるので、それらを合わせると、青色申告をしていない人の税金は約二十二万六千円、青色申告をしている人の税金は約七万七千円となり、十四万九千円も安くなります。

村畜産共進会開催

10月16日中条農協前で

多数ご観覧ください。



村畜産振興協議会では、村と農業共済組合の後援を経て、十月十六日(火)午前十時から中条農業協同組合事務所前において、昭和四十八年度の畜産共進会を開催いたします。この共進会は、毎年各部門ごとに開催され、畜産技術の向上と普及高揚の推進を図りながら、本村畜産の価値を高め、畜産経営の安定を計るために実施されるものです。今回は、牛の部門に限定し行われるものであり、和牛、ホルスタイン、乳用牛の三区分によって、日ごろきたえ上げられた作品の中から順位があらわれます。当日の出品頭数は約三十七頭位です。

● 青色申告の手続
 新しく青色申告をしようとする人は、その年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署へ提出することになります。
 ● その他
 帳簿のつけかたや決算のしかたなどわからないことは、お気軽に税務署又は、役場税務課へ相談してください。

行政苦情相談所

役所などの苦情や相談またはご意見がある方は気軽に地元行政相談委員会、新潟行政監察局にお申し出ください。相談日や相談委員が取扱う内容は次のとおりです。

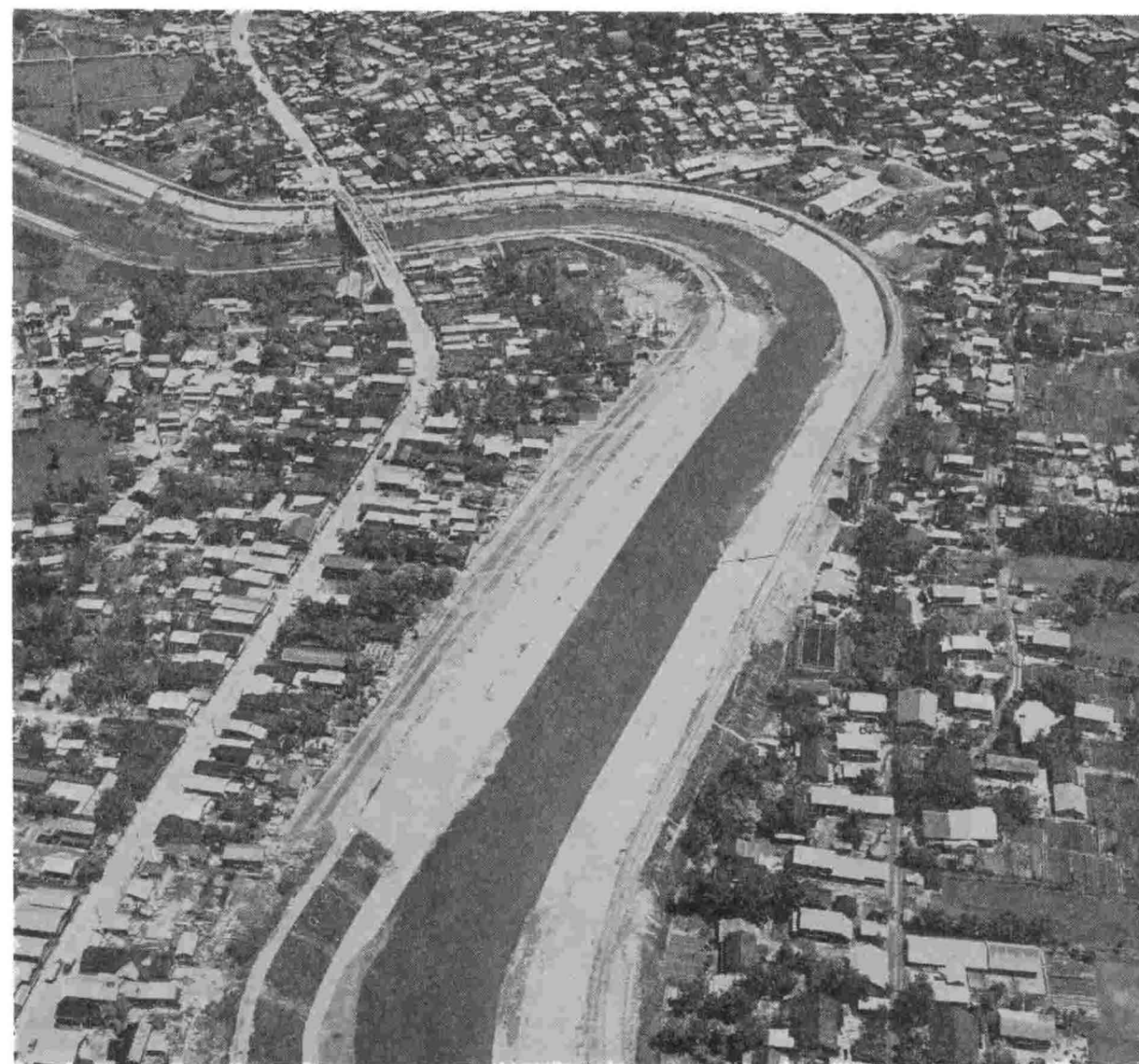
- △ 相談日 毎月一日 十日、二十日
- △ 時間 午後一時から午後三時まで
- △ 場所 役場相談室(二階)
- △ 相談内容 国鉄、電々公社、専売公社等の仕事、あるいは県や村などの仕事で国から任せられたり、補助金を受けたたりして行っている仕事についての苦情などです。
- △ 相談委員 村行政相談委員は、中野東飛鳥井義賢(電六三三四九)さんです。

生活の明るいしななく情を

広報 なかのしま

都市計画 特集号

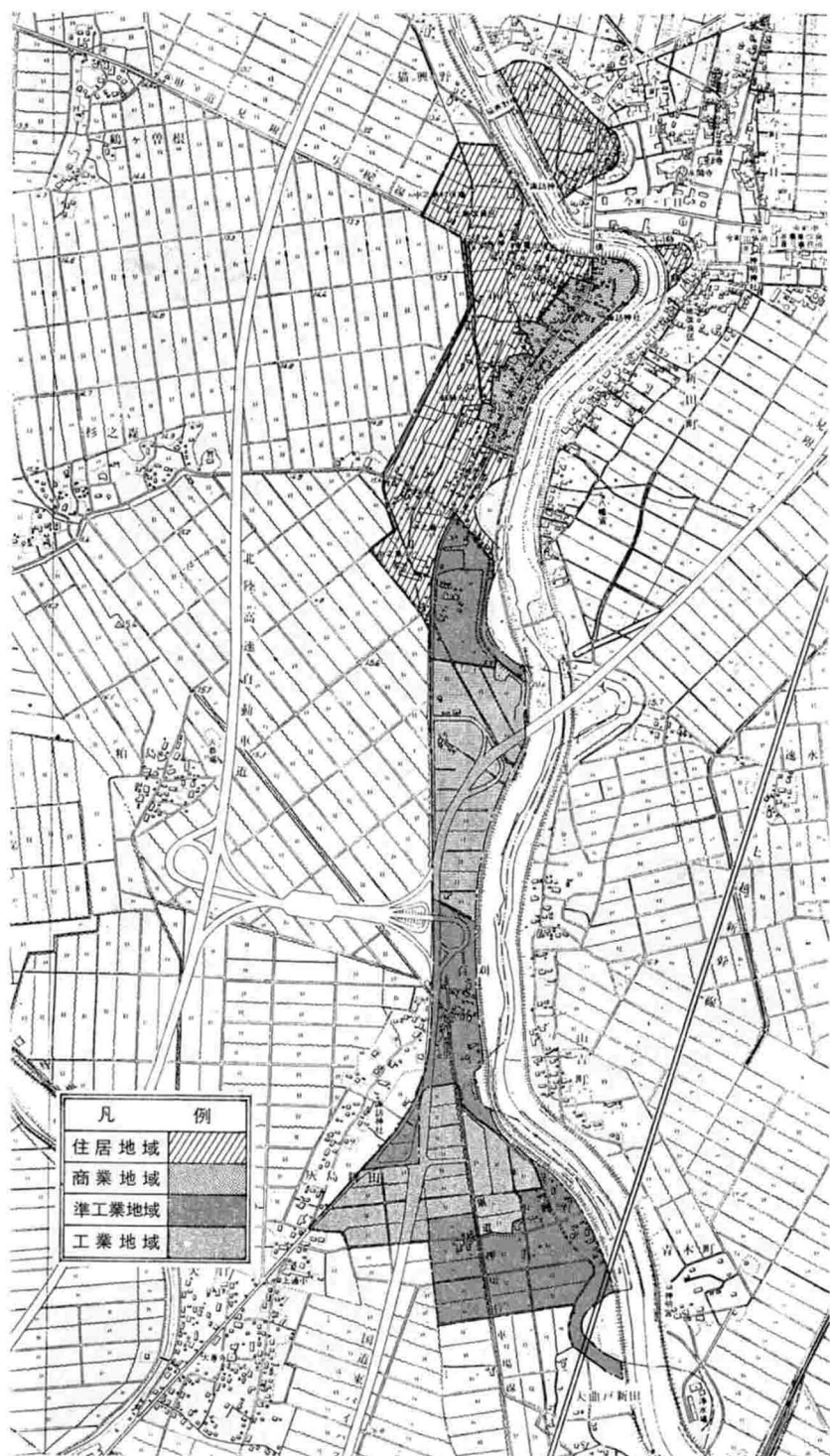
南蒲原郡中之島村役場



編集と発行 役場企画課

用途地域のあらまし

長岡都市計画用途地域指定変更案図



建ぺい率と容積率の指定は

今回の用途地域の変更によって、建ぺい率や容積率などが次のように指定変更されます。

- ◎ 住居地域
- 一、建ぺい率
- 変更前は、敷地面積から三十

平方メートルを除いて、その六十パーセントしか建物を建築できませんでしたが、変更後は、いきなり敷地の六十パーセントが建築可能となります。

- 二、容積率

変更後、新しく制度化されたもので、これは、建物の容積率

が大きすぎると、日照、採光、通風、開放感などが保たれなくなり不健全な街が形成されること

から定められたものです。本村の場合、二百パーセントで計画しています。

- ◎ 商業地域

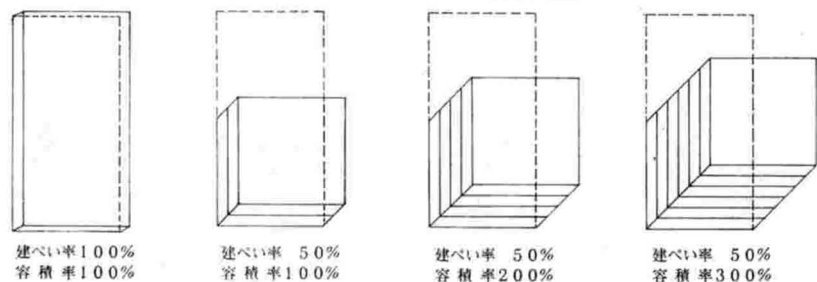
- 一、建ぺい率

変更前は、七十パーセントでしたが、変更後は八十パーセントに緩和されます。

- 二、容積率

容積率の限度は、四百パーセントから八百パーセントとなっておりますが、本村の場合、四百パーセントで計画していま

建て方の違いによる建ぺい率と容積率(例)



- ◎ 準工業地域及び工業地域
- 一、建ぺい率
- 変更前と同じです。
- 二、容積率
- 容積率の限度は、二百パーセントから四百パーセントとなっておりますが、本村の場合、二百パーセントで計画しています。

- ◎ 道路斜線及び隣地斜線
- 変更前と同じです。

「環境の良い」、「住み良い」街づくりのために

新しい用途地域の指定へ

施行は今年12月の予定

市街化区域内の用途地域は、これまで住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域の四種類が指定されてきましたが、最近における建物の構造や、生活様式などの変化によって、現在の法律では環境の保全、整備を図ることがむずかしく、実情にあわない面が多くなって来たことなどを理由として、去る昭和四十六年一月に建築基準法が改正され、八つの用途地域に細分化されました。

従って、今後、新しく用途地域を定める場合は、むろんのこと、これまで決められていた用途地域についても、改正後三ヶ年以内に新しい制度に用途地域を決めなおすことになっております。

そこで村では、現在の地域の状況や将来展望に立った地域の状況を見直しながら、新しい用途地域の原案を作成しましたので、これと併せて新しい用途地域のあらましを紹介いたします。

今回大きく変わるものとして、従来の用途地域のほかに、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、近隣商業地域、工業専用地域、準工業地域、商業専用地域などが加わり、建築規制がきまかまくなったことで、これによって、秩序ある都市づくりと、より良好な環境を

保つことがねらいとされています。

用途地域とは何か

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市では、放っておくと、いろいろな用途や形態の建物が無秩序に混在し、その結果、騒音、悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通、レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な街になってしまっています。

そこで、このようなことが起こらないように、建物建てる場合に、お互いに守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都市計画です。

用途地域には、前文の四種類に第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、近隣商業地域、商業地域の八種類があつて、それぞれに用途にふさわしいように建物の用途形態の制限が定められます。

この用途地域は、道路、公園、下水道などと同じように都市計画の基本的な内容の一つで、市街地やこれから市街地になるところには必ず定められることになっていきます。

用途地域はどのようにして決められるか

用途地域の都市計画は、市町村長が決めます。この場合、あらかじめ案を作成する段階で必要に応じて、公聴会や説明会などを行なつて、住民の意見の反映に努めるとともに、必ずその案を二週間公衆の縦覧を行います。地元の住民や利害関係人は、この案について意見がある場合には、その都市計画を決める市町村長に対して意見を提出することが出来ます。

また、都市計画を決める場合は、市町村の都市計画審議会などの審議を経るとともに県知事の承認を経て決定します。

用途地域のあらまし

第一種住居専用地域

低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、工場や風俗営業施設など、良好な住環境をそこなう建物は建てられません。が、住生活の利便が確保でき



るよう日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、公衆浴場、小中学校、小規模な郵便局などの建物は建てられます。しかし、敷地の周囲に空間をとるため、建物は境界から一メートル以上離して建てなければならず、高さも十メートル以内で制限されます。とくに北側には斜線制限がありますので、日照などの環境が確保されます。建ぺい率は三十パーセントから六十パーセントのうちから、容積率は五十パーセントから百パーセントのうちから、地域に応じたものを定めます。

第二種住居専用地域

中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、比較的高密度な住宅地という性格から、住環境の保護と同時に都市的な生活の利便にも重点が置かれているので、工場、ポールディング場、旅館など良

地域指定後は

用途地域が決まると、その制限に反する建物は、建築確認が受けられないこととなります。しかし、それが地区の環境や利便を害さないものであるときなどは、法に定める手続きを経て許可される道も開かれます。なお、既存の建物や用途地域の制限に不適格となつた場合でも、建ぺい率や容積率の限度以内であれば、従来の床面積の一・二倍まで増改築することが出来ます。

準工業地域

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増すための地域です。この地域の中では、とくに公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場は建てられません。建ぺい率は六十パーセントで容積率は二百パーセントから四百パーセントのうちから適当なものを定めます。

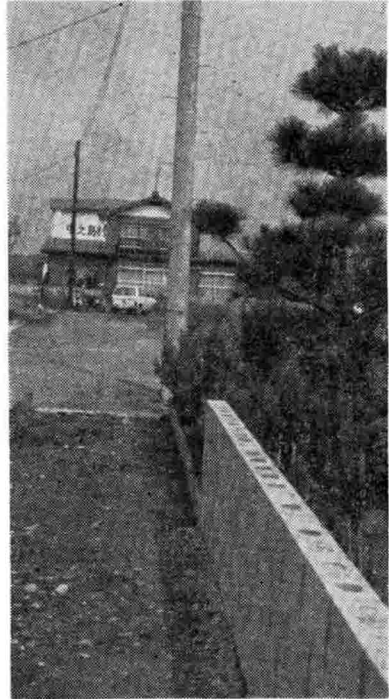


工業地域

すでに工場を主体とした市街化が進んでおり、ある程度住宅との混合がやむを得ない地区で、しかも工業の利便を優先的に考えなければならない地区などが指定されます。建ぺい率、容積率は準工業地域と同じです。

工業専用地域

未開発の地区で、将来工業を育成する必要がある地区などで、住宅の混在による公害問題をさげながら工業を育成するために最もふさわしい地域です。建ぺい率、容積率などの限度は準工業地域と同じです。



近隣商業地域

周辺の住居地域の住まいの環境を守りながら、そこに住む人々に日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。建物の種類は、住居地域と同じような制限があります。建ぺい率は八十パーセント、容積率は二百パーセントから、四百パーセントまでの間で、地区の性格、公共施設の状態に応じて定められます。

商業地域

各種商業施設が集中している地域で、とくに商業地域としての環境をそこなうような工場などの建築は規制されますが、それ以外はほとんどの建物が建てられます。また土地を高度に利用できるよう、建ぺい率の制限は八十パーセントであり、容積率の限度は四百パーセントから千パーセントまでの間で、都市の規模、地区の性格、公共施設の



用途地帯のことは

- ※建ぺい率＝敷地面積に対する建物の建築面積（建て坪）の割合です。階数には関係ありません。
- ※容積率＝敷地面積に対する建物の各階床面積の合計の割合です。例えば敷地いっばいに平屋建にするのと、敷地の半分を二階にするのとは、容積率は同じ百パーセントとなります。
- ※斜線制限＝敷地境界から建物までの高さの制限で、離れるほど高く建てられます。これは日当たりなどをよくするために定められたものです。